

「重点分野（１）アフガニスタン政府の治安維持能力の向上のための支援」について

援助方針（案）では、「具体的には・・・アフガニスタン国家警察の給与支援、能力強化等を中心に支援」が行われることになっている。一方、外国軍撤退に伴い展開している「地方警察」といわれる治安組織は、急ごしらえのため、犯罪者や武装解除されたばかりの旧武装集団構成員の雇用、地方有力者による要員の送り込み、重大な人権侵害行為などの状況も報告されている。よって支援が限定的なものとならないように、文言として、「治安機構全体について」と明確に記述したうえで「必要な体制・能力の構築・維持を支援する」と記述していただきたい。

「地方警察」に関しては、事業展開計画（案）においても、その雇用プロセスや持ちうる権限などにつき具体的に確認したうえで、改善のため必要に応じた支援を行う旨、記述していただきたい。

「重点分野（２）反政府武装勢力（元タリバーン兵士等）の社会への再統合支援」について

援助方針（案）では、「元兵士に対する職業訓練、雇用機会創出のための開発等に対する支援」が行われることになっている。しかし「地方警察」にみられるような地方の再武装化に伴う問題点が報告される中、「過去にアフガニスタンのDDR（旧国軍兵士の武装解除・動員解除・社会復帰）・DIAG（非合法武装集団の解体）を主導した日本政府の支援が無駄なものにならないようにする必要がある。そのためにも「これら日本政府が行ってきた支援の検証を第三者機関も交えて確実に行った上で」社会再統合支援を行う旨を記述していただきたい。

また、そうした検証に基づいたうえで、治安改善の観点からも、元兵士に限らず、人口の7割近くを占める若年層（25歳以下）にも同様の支援を行うこと、地方の産業育成が有効に実施されることについても記述していただきたい。

「重点課題（３）開発援助（持続的・自律的発展のための支援）」について

- ・援助方針（案）において、都市開発に関する記述の具体性に比して、「貧困削減」「農業分野」「教育や保健分野」に関する記述は具体的な内容への言及がなされていない。これら基礎的社会サービスは、「成長」のためのもの以前に「基本的権利」であり、そうした観点から、実施のための具体的内容についても記述していただきたい。「インフラ整備」に関して「成長と安定に重要な周辺国との連結性向上」という観点からとらえられているが、「基礎的サービス」や「生活一般」を目的としたものについても記述していただきたい。
- ・保健分野において外部支援への依存は大きく、ほぼ全ての医療施設は、外部資金支援により無料サービスで実施されている。アフガン政府ならびに政府の公的サービスを基本にしつつも必要に応じた住民負担の可能性も視野に入れた持続的な形の制度設計の支援も「事業計画（案）」において検討していただきたい。
- ・開発支援においては、依然として大きなままである地域格差や脆弱層（貧困層・子どもや女性・障がい者・マイノリティ・帰還難民など）の疎外や差別抑圧を解消することについても記述していただきたい。
- ・国際協力機構（JICA）や国際機関との連携について言及されているが、市民社会およびNGOとも連携していく旨、記述いただきたい。

「留意事項」について

- ・「他ドナー等」との連携についての言及があるが、「ドナー等」という言葉では、アフガニスタン国内を含む市民社会が排除すらされる恐れがある。市民社会は社会の主要な主体であり、援助方針および事業展開計画の形成・実施・評価の各プロセスにおけるアフガニスタンおよび日本の市民社会組織との連携を推進し、また、連携のための市民社会の能力強化を支援することについて言及すべきである。
- ・「東京フレームワーク」への言及はあるものの、「評価」の具体的な内容についての言及がなされていない。本援助方針ならびに日本による援助プログラムおよびプロジェクトの評価を定期的に行うこと、また評価プロセスへの市民社会の関与を保証することについて記述すべきである。